

1 提案のポイント

会からの提案は、議論を重ねた結果苦小牧市には常設型の住民投票条例が必要ということである。市民自治、市民参加を進めるため、市民の権利保障という点から考えると、一定の条件を満たせば住民投票の実施に議会の議決が必要ない常設型の住民投票条例は、必要不可欠な条例といえる。

市政の課題解決の多くは、現行の市民参加条例に基づいて、丁寧な説明や十分な意見交換を行うことで解決できるものと考えられる。しかし、議論を重ねた上で、最終的に実施するか否かを投票に委ねるといったことも考えられるため、住民投票が出来るための仕組みを整えておくことが必要である。

また、現在の苦小牧市は、緊急に住民投票条例が必要な状況とは考えにくいいため、条例制定に向けた冷静な議論を行うことが可能であると考えられる。

2 課題

これまで、ワークショップと会議の中で話題に上ったとおり、発議権と投票権、署名数、成立要件などは、さらにしっかりと市民意見を聴き、検討をする必要がある。

この場合、ゼロから意見を聴くとこれまでの繰り返しになるため、これまでの議論を踏まえた原案を行政側で準備したうえで議論を進めることが重要になる。そのため、実際に市民を集めた議論は、早くても23年度中盤以降、遅ければ後半から24年度にかけて行うことになる。

3 方針

今後のスケジュールとしては、これまでのワークショップと住民投票制度を考える会で出された市民意見を元に住民投票条例の原案を作成する。その後、この原案を市民に投げかけて、条例案として練り上げていく作業が必要と考えられる。

23年度はまず行政原案の作成作業を進める。その後、作業の進行状況に応じて、市民参加の計画を検討する。